

第1章 騒 音

第1節 概況

騒音は、各種公害の中でも日常生活に密着した問題であり、その発生源としては、工場・事業場騒音、建設作業騒音、自動車交通騒音、カラオケ等の営業騒音、ペットの鳴き声等の生活騒音など、その発生源は多種多様である。平成15年度の騒音に係る苦情件数は、県内で 239件で前年度 266件と比べ減少した。宮城県における騒音公害に係る苦情件数の過去5年間の推移を図1-1に示す。

また、平成15年度における発生源別騒音苦情の内訳及び受理件数は表1-1、図1-2のとおりである。発生源種別でみると、工場事業場騒音が 79件 (33%) で最も多く、次いで建設作業55件 (23%) の順となっている。

図1-1 騒音に係る苦情件数の推移

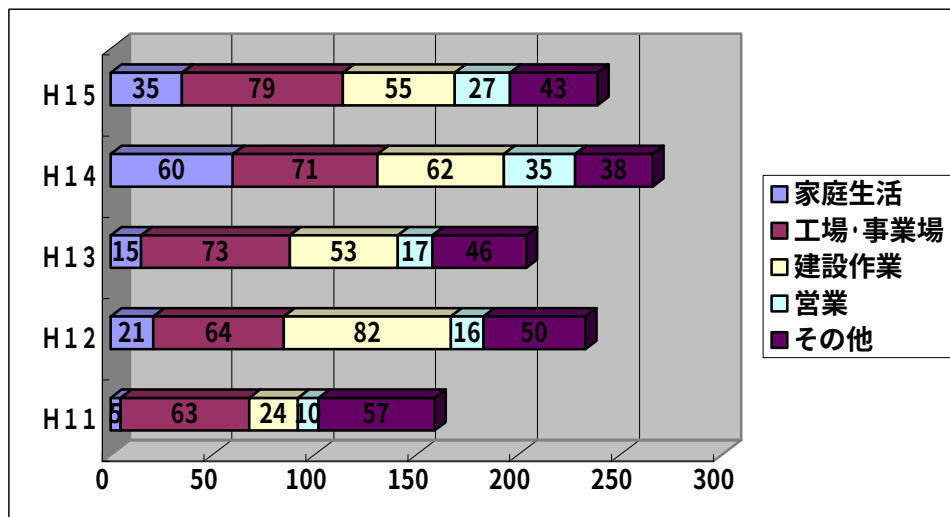


図1-2 発生源別苦情件数の内訳 (平成15年度)

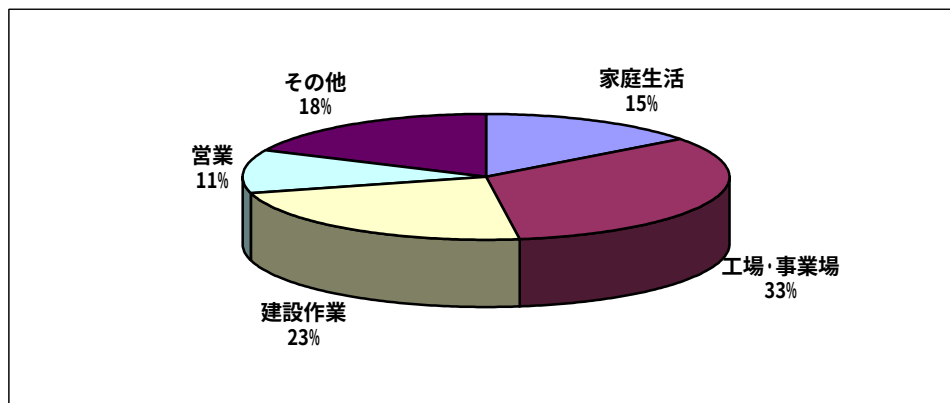
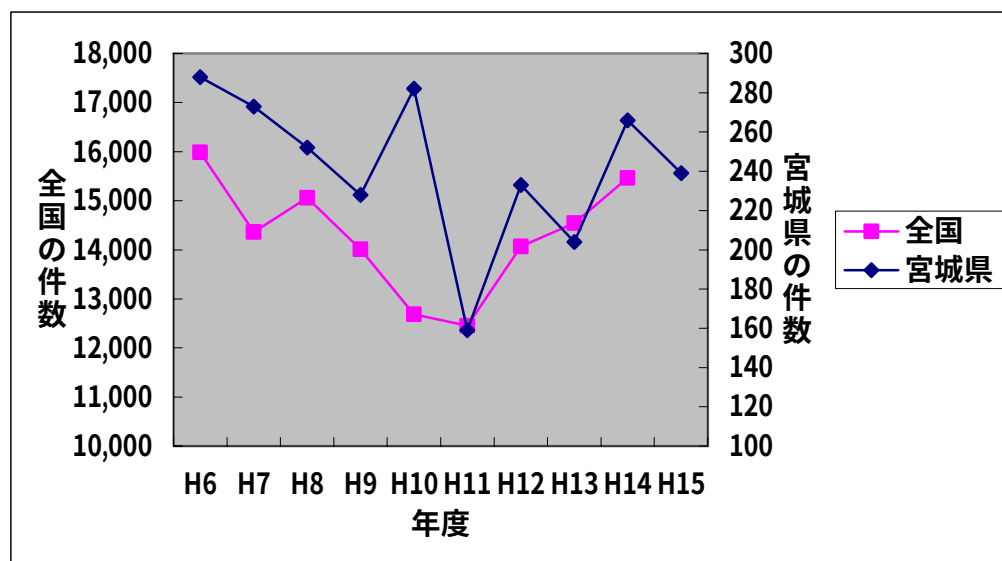


表1－1発生源別騒音苦情受理件数(平成15年度)

発生源の種類		騒音	低周波音	計	割合(%)
工場・事業場	特定工場	27		27	11%
	その他	52		52	22%
建設作業		55		55	23%
自動車	高速道路	1		1	0%
	その他	5		5	2%
航空機	民間機				0%
	その他	7		7	3%
鉄道	新幹線	1		1	0%
	その他				0%
営業	深夜営業	15		15	6%
	その他	12		12	5%
拡声機	商業宣伝	9		9	4%
	その他	2		2	1%
家庭生活	電気機器				0%
	音響機器等	4		4	2%
	人声足音等	1		1	0%
	ペット	26		26	11%
	その他	4		4	2%
アイドリング・空ぶかし		7		7	3%
その他		11		11	5%
合計		239	0	239	100%

また、全国及び本県における過去10年間の騒音苦情件数の推移を図1-3に示す。

図1-3 全国及び本県における騒音苦情件数の推移



騒音規制法に基づく規制は、地域を指定して行うこととされており、本県では昭和44年度に仙台市及び石巻市の都市計画法に基づく用途地域（工業専用地域を除く）を指定した後、順次追加指定を行ってきた。平成14年4月に村田町及び小牛田町を指定し、平成15年度末における指定地域は 10市22町1村の都市計画法に基づく用途地域（仙台市にあっては都市計画区域）に及んでいる。騒音規制法に基づく指定地域を図1-4に示す。指定地域内で騒音防止法に基づく特定施設を設置する特定工場等や特定建設作業から発生する騒音及び自動車騒音については、所轄市町村が規制、指導等に当たっている。

また、本県では、騒音規制法の規制対象外となっている工場・事業場から発生する騒音や、カラオケに代表される深夜営業騒音等の防止を図るため、公害防止条例により対象施設及び規制基準等を定めて規制を行っており、騒音規制法の指定地域所在市町村については当該市町村が、それ以外の町村については県が規制、指導に当たっている。

さらに、環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域類型指定については、騒音規制法による地域指定と併せて行っており、航空機騒音及び新幹線鉄道騒音についても、それぞれ環境基準の地域類型の指定を行い、環境基準の達成状況を把握するため県及び関係市町村が騒音測定を実施している。

図1－4,図2－4騒音規制法・振動規制法に基づく指定地域所在市町村(平成15年度末現在)

